

# 海老名市

## 新型コロナウイルスワクチン接種実施計画 (6.0版)

令和3年9月1日

海老名市 保健福祉部 健康推進課  
(新型コロナウイルスワクチン接種対策本部)

※本計画は令和3年9月1日時点の計画です。

今後、薬事承認、ワクチン供給、国からの通知等により内容が変更となる場合があります。



# 目次

1	基本的事項	
(1)	目的	1
(2)	ワクチン接種の位置付け	1
(3)	実施主体	1
2	ワクチン接種の概要	
(1)	対象者	1
(2)	接種不相当者及び予防接種要注意者	2
(3)	副反応等に関する説明及び同意	3
(4)	接種場所の原則と例外	3
(5)	接種順位	4
(6)	実施期間	5
(7)	接種費用	5
3	ワクチン接種事業の内容	
(1)	対象人数	5
(2)	接種体制	6
(3)	余剰ワクチンの取扱い	8
(4)	ワクチンの供給、管理	8
(5)	自然災害等による接種体制	9
(6)	その他	10
4	接種について	
(1)	接種券	10
(2)	接種券の発送及び接種の時期	11
(3)	接種スケジュール	11
(4)	接種までの流れ	13
(5)	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書 (ワクチンパスポート)の交付	14
(6)	接種に係る経費の請求(医療機関等)	14
5	健康被害救済制度	15
6	相談体制	15

改版履歴	発出日	改訂内容
初版	令和3年3月31日	初版
1. 1版	令和3年4月22日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・接種券の発送及び接種の時期について追記</li> <li>・接種スケジュールについて追記</li> <li>・その他所要の改訂</li> </ul>
1. 2版	令和3年4月30日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別接種について修正</li> <li>・高齢者接種前倒しについて追記</li> <li>・その他所要の改訂</li> </ul>
2. 0版	令和3年5月14日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歯科医師による接種体制について追記</li> <li>・巡回接種について追記</li> <li>・ディープフリーザー設置場所を修正</li> <li>・高齢者の次に優先して接種を受けることができる方（基礎疾患を有する方・高齢者施設等の従事者）の事前申請について追記</li> <li>・接種券の発送及び接種の時期を修正</li> <li>・神奈川県相談体制を修正</li> <li>・新型コロナウイルスワクチン接種専用ダイヤルの受付時間等を修正</li> <li>・その他所要の改訂</li> </ul>

2. 1版	令和3年5月18日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 集団接種会場に係る移動支援について追記</li> <li>・ ディープフリーザー設置場所を修正</li> </ul>
2. 2版	令和3年5月21日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 武田／モデルナ社製ワクチンについて追記</li> <li>・ 接種対象者人数を修正</li> <li>・ その他所要の改訂</li> </ul>
2. 3版	令和3年5月31日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ファイザー社製ワクチンの対象年齢を修正</li> <li>・ 接種順位を修正（市内保育所等に従事する保育士・幼稚園教諭等）</li> <li>・ 余剰ワクチンの取扱いを追記</li> <li>・ 国による大規模接種センターについて追記</li> <li>・ その他所要の改訂</li> </ul>
3. 0版	令和3年6月4日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消防本部に属する救急救命士による接種体制について追記</li> <li>・ ディープフリーザー設置場所を修正</li> <li>・ 職域接種について追記</li> <li>・ 接種実績の管理等について追記</li> <li>・ その他所要の改訂</li> </ul>
3. 1版	令和3年6月30日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 接種順位を追記（小・中学校教職員等・神奈川県警海老名警察署員等・障害者手帳所持者）</li> <li>・ 65歳未満の接種順位を修正</li> <li>・ 神奈川県が確保した医療従事者の確保について追記</li> <li>・ ワクチンの管理（ファイザー社ワクチンの冷蔵庫での保存可能期間の延長について等）</li> </ul>

		<p>を修正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国による大規模接種センターの対象年齢拡大を追記</li> <li>・65歳未満の接種券発送スケジュールを修正</li> <li>・新型コロナウイルスワクチン接種専用ダイヤルの番号を修正</li> <li>・その他所要の改訂</li> </ul>
4. 0版	令和3年7月9日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・集団接種（モスク）を追記</li> <li>・集団接種会場におけるキャンセル待ちについて追記</li> <li>・自然災害等による接種体制について追記</li> <li>・熱中症対策について追記</li> <li>・その他所要の改訂</li> </ul>
4. 1版	令和3年7月31日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・接種場所の原則と例外について修正</li> <li>・集団接種（夜間接種）の追記</li> <li>・集団接種会場に係る移動支援の終了について追記</li> <li>・ワクチン接種体制の縮小について追記</li> <li>・接種スケジュールの修正</li> <li>・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書（ワクチンパスポート）の交付について追記</li> <li>・その他所要の改訂</li> </ul>
5. 0版	令和3年8月2日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・武田／モデルナ社製ワクチンの対象年齢を修正</li> <li>・アストラゼネカ社製ワクチンについて追記</li> </ul>
5. 1版	令和3年8月19日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・集団接種の前倒しについて追記</li> </ul>

6. 0版	令和3年9月1日	<ul style="list-style-type: none"><li>• 本市のワクチン接種で使用するワクチンを追記</li><li>• 日本国内に住民登録がない者へのワクチン接種を追記</li><li>• 妊娠中の者等へのワクチン接種について追記</li></ul>
-------	----------	---

## 1 基本的事項

### (1) 目的

新型コロナウイルス感染症については、感染拡大を防止、重症化を予防し、住民の生命及び健康を守るため、国の主導のもと、地方自治体ではその対策に取り組む必要があります。

住民に対する迅速かつ円滑な接種を実施することができるよう、身近な地域において接種が受けられる仕組みを構築する必要がありますので、海老名市における新型コロナウイルスワクチン接種（以下「ワクチン接種」といいます。）の実施体制等について、定めることを目的とします。

### (2) ワクチン接種の位置付け

新型コロナウイルスに係るワクチンの接種については、予防接種法（昭和23年法律第68号。以下「法」といいます。）附則第7条の規定に基づき法第6条第1項の予防接種とみなして実施される臨時接種となります。

### (3) 実施主体

- ・国、神奈川県、医療機関等と調整、役割分担を行いながら、海老名市が実施主体となり体制整備、接種を行います。
- ・実施に際しては、国が示す「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き」等の指針に基づき実施します。

## 2 ワクチン接種の概要

### (1) 対象者

- ・ワクチンの接種を受ける日に住民基本台帳に記録されている者（薬事承認において接種の適応とならない者を除きます。）
- ・ワクチンの接種を受ける日に戸籍又は住民票に記載のない者その他住民基本台帳に記載されていないやむを得ない事情があると市町村長が認める者



についても、当該者の同意を得た上で接種を実施することができます。

- ・令和3年8月3日時点でのファイザー社製ワクチン及び武田／モデルナ社製ワクチンの接種対象年齢は、12歳以上です。また、アストラゼネカ社製ワクチンの接種対象年齢は、18歳以上で、必要がある場合を除き、18歳以上40歳未満の者に対して行う接種においては使用しないこととされています<sup>1</sup>。
- ・妊婦又は妊娠している可能性のある女性には、予防接種上の有益性が危険性を上回ると判断される場合にのみ対象となります（今後、各製剤の承認内容により変更になる場合があります。）。

## （２） 接種不適合者及び予防接種要注意者

### ア 接種不適合者

予診の結果異常が認められ、予防接種を受けることが適当でない者又はそれに該当する疑いのある者と判断される者に対しては、当日は接種を行わず、必要があるときは精密検査を受けるよう指示するものとします。

- ・新型コロナウイルス感染症に係る他の予防接種を受けたことがある者で新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を行う必要がないと認められるもの
- ・明らかな発熱を呈している者（通常37.5℃以上）
- ・重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- ・新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
- ・上記に該当する者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

---

<sup>1</sup> 令和3年8月2日付け厚生労働省発健0802第1号「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）」

## イ 予防接種要注意者

予防接種の判断を行うに際して注意を要する者については、被接種者の健康状態及び体質を勘案し、慎重に予防接種の適否を判断するとともに、説明に基づく同意を確実に得る必要があります。また、接種を行うことができるか否か疑義がある場合は、慎重な判断を行うため、予防接種に関する相談に応じ、専門性の高い医療機関を紹介する等の対応を行います。

なお、基礎疾患を有する者等については、十分な予診を行い、基礎疾患の状況が悪化している場合や全身状態が悪い者等については、接種の延期も含め、特に慎重に予防接種の適否を判断するものとします。

- ・心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血系疾患、発育障害等の基礎疾患を有する者
- ・予防接種で接種後2日以内に発熱がみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者
- ・過去にけいれんの既往のある者
- ・過去に免疫不全の診断がされている者及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる者
- ・接種しようとする接種液の成分に対してアレルギーを呈するおそれのある者
- ・ワクチン容器（バイアル）のゴム栓に乾燥天然ゴム（ラテックス）が含まれている製剤を使用する際の、ラテックス過敏症のある者

### (3) 副反応等に関する説明及び同意

予診の際は、予防接種の有効性・安全性、予防接種後の通常起こり得る副反応や稀に生じる重い副反応、予防接種健康被害救済制度について、新型コロナワクチンの接種対象者又はその保護者がその内容を理解しうるように適切な説明を行い、予防接種の実施に関して文書により同意を得た場合に限り接種を実施します。

### (4) 接種場所の原則と例外

- ・平時の定期接種と同様に、各自治体で住民向けの接種体制を構築することから、住民票所在地の市町村で接種を受けることを原則とします。
- ・ただし、長期入院、長期入所している等のやむを得ない事情による場合は、住民票所在地以外の市町村で、ワクチンの接種を受けることができます。
- ・住民票所在地以外で接種を受ける者（以下「住所地外接種者」といいます。）は、原則、接種を行う医療機関が所在する市町村に事前に届出（郵送、窓口、WEBの方法）を行って住所地外接種届出済証の交付を受け、これを持参することにより住所地外接種が可能になることとします。なお、一部の対象者については届出を省略することができます。

## (5) 接種順位

新型コロナウイルスワクチンの接種は、当面確保できるワクチンの量に限りがあり、その供給も順次行われる見通しであることから、国が接種順位と接種の時期を公表し、段階的に接種を実施します。

接種順位、具体的な範囲については、国の基準を基本としますが、高齢者接種以降の優先順位は、市独自の優先を含めて以下のとおりとします。

順位	区分	内容
1	医療従事者等	(1) 新型コロナウイルス感染症患者に直接医療を提供する施設の医療従事者等 (2) 市内保育所等の従事者 ア 市内の保育園に勤務する保育士等及び市内の幼稚園に勤務する教諭等 イ 学童クラブ（放課後等デイサービスを含む。）の従事者
2	高齢者	令和3年度中（令和4年3月31日まで）に65歳に達する者
3	基礎疾患を有する者	(1) 令和3年度中に65歳に達しない者であって、以下の病気や状態により通院／入院しているもの ア 慢性の呼吸器の病気 イ 慢性の心臓病（高血圧を含む。） ウ 慢性の腎臓病 エ 慢性の肝臓病（肝硬変等） オ インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病又は他の病気を併発している糖尿病 カ 血液の病気（ただし、鉄欠乏性貧血を除く。） キ 免疫の機能が低下する病気（治療中の悪性腫瘍を含む。） ク ステロイドなど免疫の機能を低下させる治療を受けている ケ 免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患 コ 神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態（呼吸障害等） サ 染色体異常 シ 重症心身障害（重度の肢体不自由と重度の知的障害が重複した状態） ス 睡眠時無呼吸症候群  セ 重い精神疾患（精神疾患の治療のため入院している、精神障害者保健福祉手帳を所持している又は自立支援医療（精神通院医療）で「重度かつ継続」に該当する場合）や知的障害（療育手帳を所持している場合）  (2) 基準（BMI 30以上）を満たす肥満の者
	高齢者施設等の従事者	高齢者等が入所、居住する社会福祉施設において、利用者に直接接する職員
	小・中学校教職員等	海老名市立小・中学校に勤務する教職員等
	神奈川県警察本部 海老名警察署員等	海老名警察署に勤務する警察署員等
	60歳～64歳の者	令和3年度中（令和4年3月31日まで）に60歳～64歳に達する者
身体障害者手帳所持者	60歳未満の基礎疾患を有する方（内部障がい事由に身体障害者手帳を所持している方）を除く。	
4	順位1～3以外の者	令和3年度中（令和4年3月31日まで）に50歳～59歳に達する者
		令和3年度中（令和4年3月31日まで）に40歳～49歳に達する者
		令和3年度中（令和4年3月31日まで）に12歳～39歳に達する者

- ※1(1)の医療従事者等への接種については、都道府県が実施主体となります。
- ※1(2)の市内保育所等の従事者への接種は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う感染者の発生により、保育所等が休園等の対応となり、当該保育所等に子どもを預けている医療従事者等が業務に従事することができなくなるおそれがあることから、市内医療機関からの対策要望を受け、神奈川県と協議し、院内保育同様に保育士等を医療従事者等に位置付けることは差し支えないとの見解から、優先順位とします。
- ※3の小・中学校教職員等への接種は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う感染者の発生により、児童・生徒の感染による感染拡大を未然に防ぎ、学校教育に影響が及ばないよう市独自の優先順位とします。
- ※3の神奈川県警察本部海老名警察署員等への接種は、公共の安全や社会の秩序を守るため、新型コロナ禍においても職務を安心して遂行できるよう市独自の優先順位とします。
- ※3の身体障害者手帳所持者への接種は、日常生活に不自由を感じている肢体不自由等の身体障がい者も精神障がい者や知的障がい者等と同様に新型コロナウイルス感染症の感染リスクがあることから、市独自の優先順位とします。

**(6) 実施期間**

ワクチン接種の実施期間は、令和3年2月17日から令和4年2月28日までとします。

**(7) 接種費用**

接種に係る自己負担額はありません。

**3 ワクチン接種事業の内容**

**(1) 対象人数（令和3年5月1日現在）**

本市のワクチン接種は、ファイザー社製及び武田／モデルナ社製ワクチンを使用します。接種対象は12歳以上の者で、対象者数は、**122,700**人です。

接種対象者数	122,700人
（65歳以上	33,804人）
（12歳～64歳	88,896人）
	（総人口は136,710人）

## (2) 接種体制

ワクチン接種の体制は、次の3つの区分とします。

### ア 個別接種

かかりつけ医、地域の診療所等身近な医療機関で接種を実施

### イ 集団接種

- ・市が市内3か所の公の施設に特設の会場を設置して接種を実施
- ・集団接種の運営等は、一般社団法人海老名市医師会により実施します。また、夜間帯の集団接種は、社会医療法人ジャパンメディカルアライアンス（JMA）が運営し、実施します。
- ・国の指導に基づき、歯科医師及び消防本部に属する救急救命士によるワクチン接種を時限的・特例的に認め、接種に必要な研修等を実施し、接種者として従事者します<sup>2</sup>。
- ・令和3年7月末までに高齢者のワクチン接種を完了させる国の指針に基づき、神奈川県が確保し調整したワクチン接種の医療従事者を本市の集団接種会場で活用します。
- ・高齢者（65歳以上）の接種については、路線バス、コミュニティバスを利用して集団接種会場に来場する者に対して、経済的な負担軽減とワクチン接種推奨のために、初乗り運賃分のバス回数券の配布を行います。
- ・集団接種会場又は個別接種医療機関にて接種する一定の条件を満たす障がい者に対して、経済的な負担軽減とワクチン接種推奨のために、福祉タクシー利用券の配布を行います。なお、高齢者（65歳以上）の接種は、おおむね完了したため、7月31日をもって移動支援を終了します。
- ・国及び県の指導に基づき、妊娠中の者等を対象としたワクチン接種を優先して実施します<sup>3</sup>。

---

<sup>2</sup> 令和3年4月26日付け厚生労働省医政局医事課・歯科保健課・予防接種室事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種のための筋肉内注射の歯科医師による実施について」

令和3年6月4日付け医政発0604第31号厚生労働省医政局長、健発0604第17号厚生労働省健康局長、薬生発0604第6号厚生労働省医薬・生活衛生局長「新型コロナウイルス感染症のワクチン接種を推進するための各医療関係職種専門性を踏まえた対応の在り方等について」

<sup>3</sup> 令和3年8月23日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室・子ども家庭局母子健康課事務連絡「妊娠中の者への新型コロナワクチンの接種及び新型コロナウイルス感染症対策の啓発について」

令和3年8月25日付け神奈川県健康医療局医療危機対策本部室事務連絡「妊娠中の者への新型コロナワクチンの接種及び新型コロナウイルス感染症対策の啓発について」

## ウ 巡回接種

高齢者施設の入所者、在宅療養をされている方に対し、一般社団法人海老名市医師会が巡回訪問して接種を実施

区分	場所	接種可能日、時間
ア 個別接種	市内医療機関 (約40機関)	各医療機関によります。
イ 集団接種	えびな市民活動センター (ピナレッジ)	週3日(木、土、日曜日) 午後2時から午後3時まで ※ワクチンの供給量に応じて、 接種を前倒しする等により 実施
	北部公園体育館	
	海老名運動公園総合体育館	
	海老名マスコ (モスク)	週1日(土曜日) 午前中 ※ワクチンの供給量を見ながら 実施
イ 集団接種	レンブラントホテル海老名	週1日(火曜日) 午後6時から午後7時30分まで ※会場の空き状況により、日単 位で交互に実施
	ザ・ウィングス海老名	
ウ 巡回接種	一般社団法人海老名市医師会により実施します。	

※個別接種の実施が可能となる医療機関については、決まり次第広報等で周知します。

※ワクチンの供給量、接種状況により、集団接種会場の数、開設回数に変更になる場合があります。

※日本語によるコミュニケーションが難しい方に対する接種会場を設けることにより、効率的な接種を進め、地域全体の接種率を高めます。

### (3) 余剰ワクチンの取扱い

接種における予約キャンセル分は、社会福祉の増進に努める社会奉仕者等とする。ただし、次の対象者が接種できない場合は、集団接種会場担当職員、職員（会計年度職員を含みます。）、本市の業務に係る窓口等業務委託職員及び指定管理者の職員に接種し、ワクチンを廃棄しないようにします。

また、ワクチン接種の当日キャンセルがあった場合は、キャンセル待ち希望者にお知らせし、先着順で予約を受け付けるシステムの運用を神奈川県が始めました。本市の集団接種会場及び登録済みの市内医療機関でキャンセルが発生した場合は、県LINE公式アカウントでキャンセル待ちの登録ができます。

#### ア 集団接種

- ・ 民生委員・児童委員
- ・ 相談委員協議会（人権擁護員・行政相談員）
- ・ 自治会長

#### イ 個別接種

- ・ 居宅介護サービスを行うケアマネージャー、ホームヘルパー

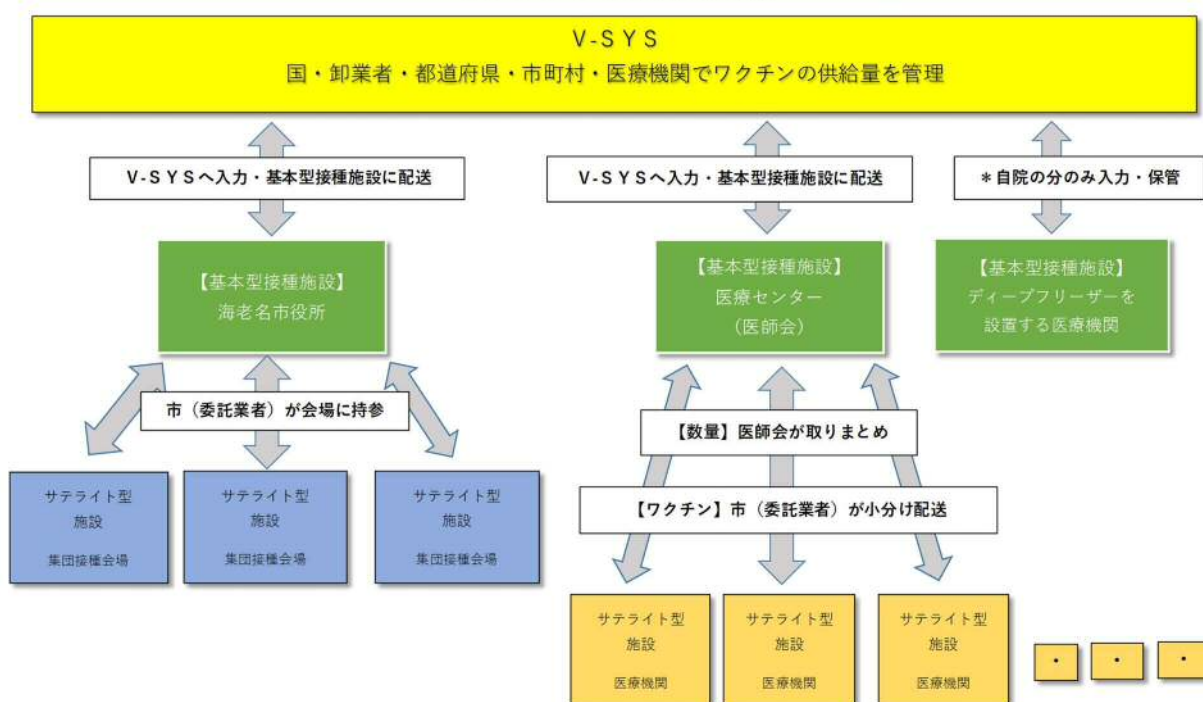
### (4) ワクチンの供給、管理

#### ア ワクチンの供給体制

ワクチンは、国が運用するワクチン供給円滑化システム（V-SYS）により、業者、国、都道府県、市町村でワクチンの流通、配送を管理します。

- ・ ワクチンは国から基本型接種施設（超低温冷凍庫（ディープフリーザー）を設置する施設（医療機関））に直接配送されます。接種に必要な針、シリンジ、希釈用の生理食塩水も合わせて配送されます。
- ・ 集団接種会場、個別接種を実施する医療機関における必要数量を小分けにして、市が、基本型接種施設から接種会場（医療機関）に配送します。

【ワクチンの供給体制】



## イ ワクチンの管理

ワクチンは、次の施設区分により、管理・接種を行います。

施設区分	管理・接種方法等
基本型接種施設	<ul style="list-style-type: none"><li>・超低温冷凍庫（ディープフリーザー）を設置する施設（医療機関等）です。</li><li>・国から直接配送されるワクチンを、ディープフリーザー又は保冷ボックス（特殊ドライアイス）により、195バイアル（1,170接種分）単位で、超低温保管します。</li><li>・ワクチンを解凍し、解凍後の使用期限である1か月以内に対象者に接種します。</li></ul>
サテライト型施設	<ul style="list-style-type: none"><li>・基本型接種施設から小分け配送を受ける施設（医療機関等）です。</li><li>・2℃～8℃の冷蔵保管を行います。</li><li>・小分けされたワクチンを、配送後1か月以内に対象者に接種します。</li></ul>

※ディープフリーザーは市内（市役所、医療センター等）に全9台を設置している。

※ファイザー社製ワクチンを想定したものであり、今後、他のメーカーの薬事承認の状況、内容によって変更になる場合があります。

### (5) 自然災害等による接種体制

#### ア 自然災害等によるワクチン接種の振替え

自然災害等により集団接種を中止せざるを得ない場合は、原則、翌週日曜日の午前中に振り替えて実施します。翌週日曜日の午前中に振り替えることができない場合は、別日の集団接種日に分散して振り分けを行い、実施時間を延長して実施します。



#### イ 集団接種会場の熱中症対策

集団接種の3会場（北部公園体育館・えびな市民活動センター（ビナレッジ）・海老名運動公園総合体育館）では、飲料水ペットボトルを常置するなどし、熱中症対策を講じます。

### (6) その他

#### ア 国によるワクチン接種体制

国は、新型コロナウイルスの国民への接種が速やかに進められるよう市区町村が実施するワクチン接種を強力に後押しし、希望する接種対象者に可及的速やかに接種できるよう大規模接種センターを東京に設置し<sup>4</sup>、神奈川県に居住する18歳以上の県民を対象としています<sup>5</sup>。

#### イ 職域接種

企業や大学等において、職域（学校を含みます。）単位でワクチンの接種を開始することが可能となり、職域接種で使用するワクチンは、モデルナ社製ワクチンと指定されています<sup>6</sup>。

## 4 接種について

### (1) 接種券

#### ア 接種券の発行

接種を受けるためには接種券が必要となるため、住民票所在地である市町村が接種券を発行し、郵送します。

#### イ 接種券の再発行

次の理由により接種券の紛失、破損等があった場合には、申請に基づき接種券の再発行を行います。

- ・接種券を紛失、破損等した場合
- ・接種券の発送後に住民票所在地が変更となった場合
- ・接種券が届かない場合
- ・住民票及び戸籍に記載がない場合
- ・予診のみ券を2回使った場合
- ・その他接種券の発行が必要であると市町村が認める場合

---

<sup>4</sup> 令和3年5月12日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡「大規模接種センターの質疑応答集（Q&A）」

<sup>5</sup> 令和3年5月27日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡「自衛隊大規模接種センターの予約受付地域の拡大等について」

<sup>6</sup> 令和3年6月1日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡「新型コロナウイルスの職域接種の開始について」

## (2) 接種券の発送及び接種の時期

接種券の発送及びワクチン接種時期は、次のとおりとします。

	区分	発送時期	接種時期
ア	高齢者（65歳以上の施設入所者）	4月1日（木）	4月下旬以降
イ	高齢者（80歳以上の者）	5月10日（月）	5月26日（水）以降
ウ	高齢者（75歳～79歳の者）	5月18日（火）	6月2日（水）以降
エ	高齢者（70歳～74歳の者）	5月24日（月）	6月5日（土）以降
オ	高齢者（65歳～69歳の者）	5月28日（金）	6月9日（水）以降
カ	一般（60歳未満の基礎疾患を有する者）	6月30日（水）	7月10日（土）以降
キ	一般（60歳未満の高齢者施設等の従事者）	6月30日（水）	7月10日（土）以降
ク	一般（60歳～64歳）	6月30日（水）	7月10日（土）以降
ケ	一般（身体障害者手帳所持者）	6月30日（水）	7月10日（土）以降
コ	一般（50歳～59歳）	6月30日（水）	7月14日（水）以降
サ	一般（40歳～49歳）	6月30日（水）	7月18日（日）以降
シ	一般（12歳～39歳）	6月30日（水）	7月22日（木）以降

※『施設』とは、「介護老人保健施設」「介護老人福祉施設」等の高齢者施設をいいます。

※区分カ及びキの基礎疾患を有する者、高齢者施設等の従事者については、自己申告による事前申請により、高齢者接種の次の優先として予約を受付けます。

※日本国内に住民登録がない者（一時帰国の在外邦人又は短期滞在中の外国人等の方で海老名市内に居所がある者、日本国内に住民登録がないが、居住実態が海老名市にある者）のワクチン接種については、申出により接種券を発行します。

## (3) 接種スケジュール

新型コロナウイルス感染症の発症を防止し、死亡者や重症者の発生をできる限り減らす目的から、国のファイザー社ワクチンの「基本配分計画」（令和3

年4月30日)に基づき、高齢者接種を7月末までにおおむね完了しました<sup>7</sup>。65歳未満のワクチン接種は、次のスケジュールを基本とし、国からのワクチン供給量に応じて接種を促進します。

ワクチン接種スケジュール

区分	4月	5月	6月	7月	8月
高齢者(65歳以上の施設入所者)	接種券発送	ワクチン接種			
高齢者(80歳以上の者)		接種券発送	ワクチン接種		
高齢者(75歳~79歳の者)		接種券発送	ワクチン接種		
高齢者(70歳~74歳の者)		接種券発送	ワクチン接種		
高齢者(65歳~69歳の者)		接種券発送	ワクチン接種		
一般(60歳未満の基礎疾患を有する者)			接種券発送	ワクチン接種	
一般(60歳未満の高齢者施設等の従事者)			接種券発送	ワクチン接種	
一般(60歳~64歳)			接種券発送	ワクチン接種	
一般(身体障害者手帳所持者)			接種券発送	ワクチン接種	
一般(50歳~59歳)			接種券発送	ワクチン接種	
一般(40歳~49歳)			接種券発送	ワクチン接種	
一般(12歳~39歳)			接種券発送	ワクチン接種	

※区分「一般」のうち、基礎疾患を有する者、高齢者施設等の従事者については、優先して接種を開始します。

※区分「一般」のうち、その他の者の接種順位については、国から詳細が示される予定です。

<sup>7</sup> 令和3年4月30日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡「新型コロナウイルスワクチンの高齢者向け接種の前倒しについて」

※各区分において2回の接種が完了するまでにかかる期間としては、高齢者は2か月程度、一般が7か月程度と想定しています。

※ワクチンの供給量、ワクチン接種の進捗状況によって、スケジュールは変更になる場合があります。

※詳細は、決まり次第広報等で周知します。

#### (4) 接種までの流れ

	内容
接種券の送付	・市から接種券及び予診票を送付
予約	<ul style="list-style-type: none"> <li>・接種は予約制</li> <li>・接種体制（個別接種又は集団接種）、接種場所（会場又は個別医療機関）を選び、予約</li> </ul> <p>【個別接種】個別に、医療機関に問い合わせる。</p> <p>【集団接種】ワクチン接種専用ダイヤルでの電話予約 又はWEB予約システムでのWEB予約</p>
接種1回目	・予約した日時、接種場所で接種
接種2回目	・1回目の接種からワクチンの種類に応じた接種間隔を空け、2回目を接種

※既往歴や基礎疾患がある、アレルギーがある、接種が不安といった場合には、かかりつけ医等に相談の上接種を受けるものとします。

※接種実績は、国が運用するワクチン接種記録システム（VRS）により、接種者情報及び接種記録情報を管理します。

※転入者（住民票所在地が変更になった場合）への接種は、変更前の住民票所在地における接種状況を必要に応じてワクチン接種記録システム（VRS）により確認します。

(5) 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書（ワクチンパスポート）の交付<sup>8</sup>

予防接種証明書は、市区町村が管理するワクチン接種の記録等について、接種者からの申請に基づき、接種した日に住民票の所在する市区町村（住所地外接種を含みます。）において発行し、交付します。

※当分の間は、海外渡航での活用を想定しているため、旅券番号、渡航先の国・地域を記載させるなど、真に必要な場合のみに申請できるものとします。

(6) 接種に係る経費の請求（医療機関等）

- ・接種を実施した医療機関等は、接種に係る経費を、接種を実施した者の住所地の市町村に請求します。
- ・住所地外接種を行った場合には、全国知事会（全国の自治体を含みます。）、日本医師会との集合契約を締結した上で、費用請求事務の代理機関である国保連合会を通じて請求します。
- ・請求に当たっては、請求書のほか、総括表、予診票を請求先に送付します。

接種場所	請求先
住民票所在地での接種	医療機関が所在する市町村
住所地外接種	当該医療機関等が所在する都道府県の 国保連合会

---

<sup>8</sup> 令和3年7月26日付け内閣官房副長官補室、内閣官房IT総合戦略室、厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡「新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の発行業務について」

## 5 健康被害救済制度

予防接種後の副反応による健康被害については、極めて稀ではあるものの不可避的に生じる可能性があり、種に係る過失の有無にかかわらず迅速に救済することとされています。

このことから、予防接種法第15条の規定に基づき、市町村長は、新型コロナウイルスワクチンを接種したことにより健康被害が生じたことと厚生労働大臣が認めた者について、救済給付を行います。なお、救済給費に係る費用は、同法附則第7条第3項の規定により国が負担します。

### 【請求窓口】

- ・救済給付を請求する場合、被接種者は予防接種を実施した市町村に必要な書類を提出します。
- ・実施した市町村とは、接種を行った医療機関等の所在する市町村ではなく、接種時の住民票所在地である市町村です。
- ・ワクチン接種後に、転居等により住民票所在地が変更になった場合においても、給付が終了するまでは当該市町村（接種時に住民票の所在する市町村）となります。

## 6 相談体制

ワクチン接種に関する相談体制は次のとおりです。国、神奈川県、市が役割を分担して対応します。

設置者	相談内容	名称・電話番号等
国	ワクチン接種全般に関する相談	厚生労働省新型コロナワクチンコールセンター ・TEL (0120) 761770 ・対応時間… 9時～21時（土、日、祝も対応）
神奈川県	副反応等の医学的見地が必要となる相談	神奈川県新型コロナワクチン副反応等相談コールセンター ・TEL 045 (285) 0719 ※24時間対応
海老名市	市におけるワクチン接種に関する一般的な相談、接種予約等	新型コロナウイルスワクチン接種専用ダイヤル ・TEL 0570 (097) 050 Fax (235) 7015 ・対応時間 月～日（祝日を含む。）：9時～17時